

様式第4号（第11条関係）

基建第129号
平成28年4月20日

第3区長

塩井 彰弘 様

基山町長 松田 一也

基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

平成28年3月28日付けで提案がありました、町道永田線のカーブミラー設置要望につきましては、道路幅員が狭小で形状もクランク状のため視認性が悪い状況がありますので、平成28年度にカーブミラーの設置をおこないます。

なお、設置要望は3基ですが、別添図①②の2箇所に対向する通行車両等の存在を確認できると考えますので、カーブミラー2基の設置と致します。

2 取扱いの理由

交通安全施設については、他の要望箇所と調整し、町内の危険な箇所から工事を進めているためです。